平成２２年（フ）第１３５１号
埼玉県北本市二ツ家１丁目374番地　マリオン北本805
債務者　勘澤　夕華
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５５号
埼玉県川口市在家町28番31号　コーポ照山208号
債務者　瓜生　修宏
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６０号
さいたま市見沼区大字南中丸289番地９　メゾンド・ルミエール202
債務者　富田　昌子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６１号
さいたま市見沼区大字南中丸289番地９　メゾンド・ルミエール202
債務者　富田　卓也
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９６号
さいたま市緑区芝原３丁目25番地13
債務者　蓮沼　春香
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１２号
さいたま市北区櫛引町２丁目905番地
債務者　桑原久里子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６２号
埼玉県志木市本町５丁目20番32―702号、旧住所東京都江東区東陽５丁目30番６―510号
債務者　長根　智子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８２号
埼玉県川口市西川口３丁目14番５号　三貴203号
債務者　秋元　秀夫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３３号
埼玉県川口市差間１丁目６番25号　小松康方、住民票上の住所埼玉県川口市大字東内野387番地の１
債務者　代田美江子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３４号
埼玉県川口市大字東内野387番地の１
債務者　代田　　実
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８１号
埼玉県北本市栄７番地　３―７―402
債務者　松丸　和子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０９号
埼玉県川口市前川２丁目29番３号　メゾンしいのみＢ棟102号
債務者　遠藤久美子（旧姓水書）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
千葉県香取市佐原イ474番地
債務者　石橋　吉巳
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第９６１４号
大阪市西成区玉出西１丁目３番27号　トミーズ玉出403号、旧住所大阪府守口市南寺方北通２丁目３番24号
債務者　渡邊　敏雄
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１６号
大阪市城東区古市１丁目９番１―203号
債務者　田中　房子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０８８号
大阪市東淀川区豊里６丁目22番５号　パーチェフィオーレ201号
債務者　渡久地香織（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７２号
大阪府八尾市恩智中町１丁目84番地の１　グレースマンション306号
債務者　西田こと　濵口　加菜（旧姓岡村・坂本）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで大阪地方裁判所第６民事部